

参考様式第29及び参考様式第32の別添3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 9 - 1
要綱上の事業名称	(19)被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	集会施設の備品整備事業（清水沢東地区）
全体事業費	1,209千円

【事業概要】

清水沢東地区の災害公営住宅への入居者と周辺住民の活動拠点となる集会施設（災害公営住宅整備事業により整備）の供用開始に必要な初回の備品を整備するもの。

【基幹事業との関連性】

当該集会施設は定例の地区集会の他、隣接する町内会等の住民が参加する催しの際にも使用される見込みであり、本事業により当該集会施設の供用開始に必要な初回の備品を整備することで、災害公営住宅への入居者と周辺住民とのコミュニティ形成の促進に寄与するもの。

(参考)

基幹事業名 D-4-9 災害公営住宅整備事業（清水沢地区）

○整備戸数 170戸

平成28年9月30日 URとの譲渡契約に基づく引渡し

【施設概要】

項目	構造		戸数	床面積
1号棟	RC造	6階建て	69戸	5,431.81 m ²
2号棟			70戸	5,476.55 m ²
3号棟		3階建て	31戸	2,539.77 m ²
集会施設	木造	平屋建て		269.13 m ²

【経費の内訳】

○備品購入費 1,210 千円

品目	数量	単価	金額
折りたたみテーブル	20 台	8,500 円	170,000 円
折りたたみ座卓	4 台	8,000 円	32,000 円
折りたたみイス	60 脚	9,000 円	540,000 円
脚折りたたみテーブル用台車	1 台	90,000 円	90,000 円
イス用台車	1 台	50,000 円	50,000 円
ホワイトボード	1 台	58,400 円	58,400 円
座布団	12 枚	2,600 円	31,200 円
カーテン（6ヶ所）	1 式	148,000 円	148,000 円
		円	円
小計			1,119,600 円
消費税			89,568 円
合計			1,209,168 円

本市では、備品について、会計規則第87条第1項第1号により「その性質又は形状を変えずに比較的長期にわたり使用に耐えうる物」としており、当該備品は、第101条に基づき台帳管理している。

※ この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32別添2に記載した細要素事業ごとに作成して下さい。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 6
要綱上の 事業名称	(4)被災地復興のための土地利用計画策定促進事業
細要素事業名	北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る調査設計等業務
全体事業費	129,182(千円)

【事業概要・基幹事業との関連性】

北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴う、実施計画の策定、測量等を行うもの。
平成28年度に実施する、出来形確認測量は、工事完了後の測量として公共用地と宅地の境界を明確にし、換地引渡しのため境界杭を設置し、街区・画地の面積確認を行う。また、一部土地利用計画変更に伴う、事業計画の変更を行う。

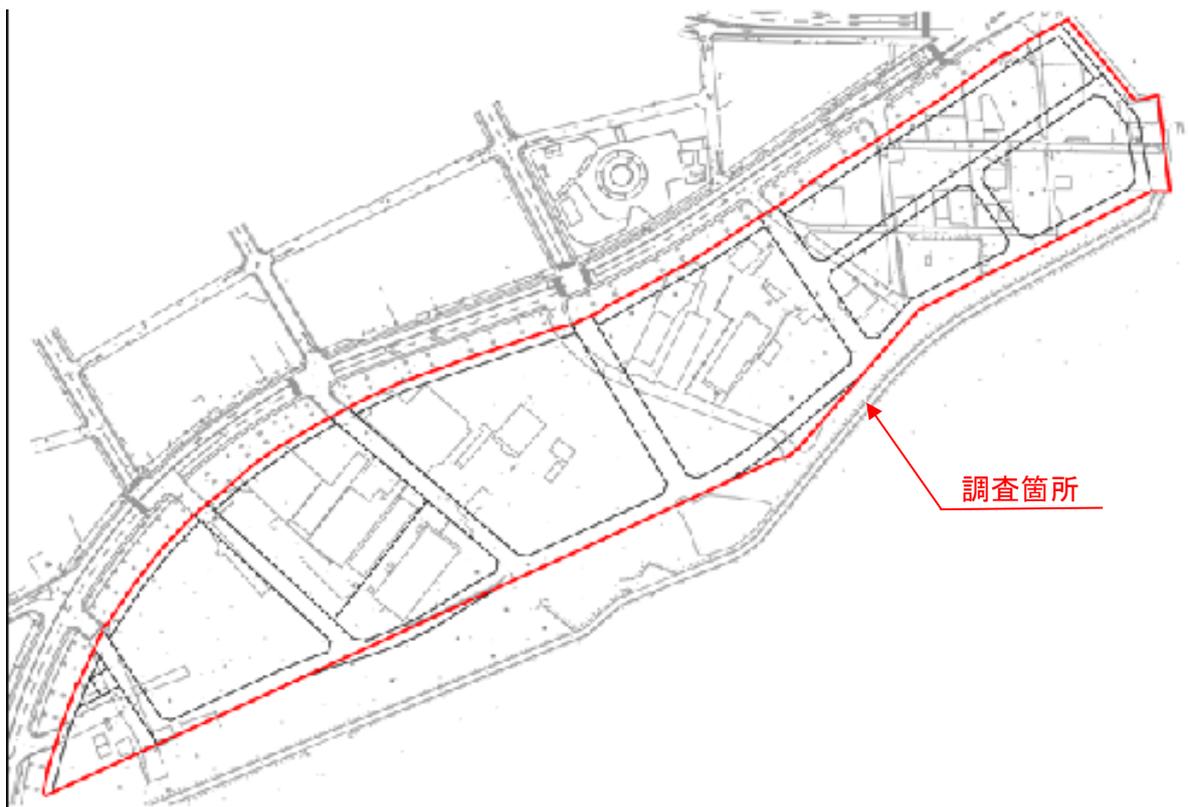
【事業費の内訳】

<平成25年度>
調査設計費 59,325千円(D-17-4-1にて使途協議済)

<平成26年度>
調査設計費 15,000千円(D-17-4-2にて使途協議済)

<平成28年度>
調査設計費 21,384千円(今回協議)

<平成29年度>
調査設計費 33,473千円



- ※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業(当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。)について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

事業番号	★ D 4 - 10 - 3
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	錦町東地区災害公営住宅駐車場整備事業
全体事業費	16,235 (千円)

【事業概要】

今次津波及び地震により住宅を失った被災者のうち、仮設住宅期間満了後、住宅の自力再建が困難な市民を対象として、低廉な家賃で入居でき、安心して住み続けられる災害公営住宅を市内の高台地域に位置する錦町地区に70戸整備することから、入居者に対する駐車場として、供給数と同数整備する。

【基幹事業との関連性】

災害公営住宅整備において、入居者を対象とした駐車場整備は共同施設として位置付けられており、必要不可欠なものである。

【東日本大震災の被害との関係】

今次津波及び地震により甚大な被害を受けた塩竈市では、住宅が流出もしくは全壊した被災者等のため応急仮設住宅が206戸（本土158戸、浦戸地区48戸）建設され、当面の住まいの確保が図られた。

仮設住宅の入居者には高齢者が多く含まれ、仮設住宅期間満了後、自力での住宅再建が困難な被災者が多く想定されることから、これら被災者への住宅確保のため、災害公営住宅として419戸（うち錦町東地区災害公営住宅70戸）を整備するものである。

【各種計画上の位置づけ】

「塩竈市震災復興計画」

P13 「6. 復興基本計画」

- (1) 住まいと暮らしの再建 ①安全に暮らせる住宅の再建 ■復興の方向性
3. 災害公営住宅などによって住宅再建を支援します。

【経費の内訳】

別添内訳書のとおり

< 錦町東地区災害公営住宅駐車場整備事業 >

○総交付対象事業費

・駐車場整備費 70台 × 231.94千円/台 = 16,235千円 (平成28年度)



※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
 ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
 ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

事業番号	★ D 4 - 9 - 3
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	清水沢地区災害公営住宅駐車場整備事業
全体事業費	46,998 (千円)

【事業概要】

今次津波及び地震により住宅を失った被災者のうち、仮設住宅期間満了後、住宅の自力再建が困難な市民を対象として、低廉な家賃で入居でき、安心して住み続けられる災害公営住宅を市内の高台地域に位置する清水沢地区に170戸整備することから、入居者に対する駐車場として、供給数と同数整備する。

【基幹事業との関連性】

災害公営住宅整備において、入居者を対象とした駐車場整備は共同施設として位置付けられており、必要不可欠なものである。

【東日本大震災の被害との関係】

今次津波及び地震により甚大な被害を受けた塩竈市では、住宅が流出もしくは全壊した被災者等のため応急仮設住宅が206戸（本土158戸、浦戸地区48戸）建設され、当面の住まいの確保が図られた。

仮設住宅の入居者には高齢者が多く含まれ、仮設住宅期間満了後、自力での住宅再建が困難な被災者が多く想定されることから、これら被災者への住宅確保のため、災害公営住宅として390戸（うち清水沢地区災害公営住宅170戸）を整備するものである。

【各種計画上の位置づけ】

「塩竈市震災復興計画」

P13 「6. 復興基本計画」

- (1) 住まいと暮らしの再建 ①安全に暮らせる住宅の再建 ■復興の方向性
3. 災害公営住宅などによって住宅再建を支援します。

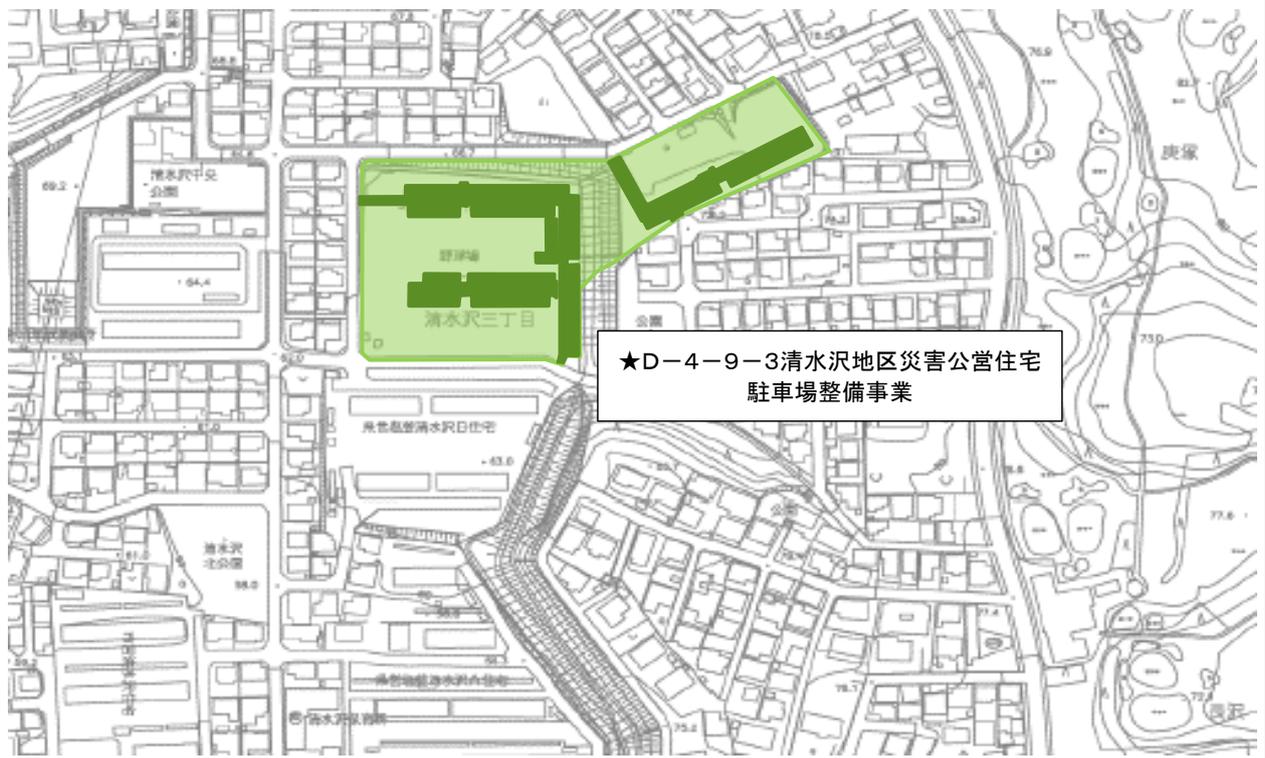
【経費の内訳】

別添内訳書のとおり

<清水沢地区災害公営住宅駐車場整備事業>

○総交付対象事業費

・駐車場整備費 170 台 × 276.46 千円/台 = 46,998 千円



※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
 ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
 ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。